

01 警察庁 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0120010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	車内からのごみのポイ捨て行為を反則行為として 取り締まる。 (車内からのポイ捨て禁止強化特区)	都道府県	神奈川県
		提案事項管理番号	1004010
提案主体名	横須賀市		

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	道路交通法第 76 条第4項第4号、第5号
制度の現状	<p>道路上の人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、又は発射することや、道路において進行中の車両等から物件を投げることは、道路交通法第 76 条第4項第4号、第5号において禁止されている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>危険、交通の障害とならないようなポイ捨てを交通反則通告制度(反則金)の対象として取り締まる。 併せて、点数による運転免許の取消し・停止制度の減点の対象として規制を強化する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現状取り締まっていない、危険、交通の障害とならないようなポイ捨てを交通反則通告制度の対象とするとともに、点数による運転免許の取り消し・停止制度の減点の対象として規制を強化することで、横須賀市内ではポイ捨てはさせない(できない)という姿勢を示し、ポイ捨てごみのないきれいな町並みを保つ。</p> <p>これにより、本市にある海や豊かな緑といった自然ときれいな町並みが共存する「環境にやさしいまち“循環型都市よこすか”を創造」することで、集客の拡大、交流人口を増加させ、もって地域の活性化を図るもの。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>車内からのゴミのポイ捨て行為については、道路交通法第 76 条第4項第4号若しくは第5号の禁止行為又は同項第7号の規定に基づき都道府県公安委員会が定める禁止行為に抵触する限りにおいては取り締まることが可能である。</p> <p>しかし、車内からのゴミのポイ捨て行為については、運転者のみならず同乗者に対しても禁止すべき行為であり、運転者を対象とする交通反則通告制度及び運転免許の行政処分に係る点数制度の対象とすることにはなじまない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案主体からの意見に対して回答されたい。			
提案主体からの意見			
回答では、「運転者のみならず同乗者に対しても禁止すべき行為であり、運転者を対象とする交通反則通告制度及び運転免許の行政処分に係る点数制度の対象とすることにはなじまない。」とある。しかし、道路交通法第 71 条第4の3号(安全不確認ドア開放等)や第 71 条の3(座席ベルト装着義務違反)のように同乗者がした行為であっても、運転者が必要な措置を講じていないことが取り締まり対象となっていることから、同乗者の車内からのごみのポイ捨てについても運転者の責任として取り締まることが可能と思われる。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>道路交通法第 76 条第4項第4号若しくは第5号の禁止行為又は同項第7号の規定に基づき都道府県公安委員会が定める禁止行為に抵触する行為については、現行法上、運転者のみならず同乗者についても禁止されているのであり、これを道路交通法第 71 条第4号の3や第 71 条の3第2項の規定のように、同乗者に対する禁止規定とはせず、運転者のみに対する禁止規定に変更することの必要性、相当性等は認められない。</p> <p>なお、車内からのゴミのポイ捨て行為については、道路交通法第 76 条第4項第4号若しくは第5号の禁止行為又は同項第7号の規定に基づき都道府県公安委員会が定める禁止行為に抵触する限りにおいては取り締まる事が可能であるところ、御提案の趣旨がポイ捨てゴミのないきれいな町並みを保つ目的であるならば、道路交通の安全と円滑を目的とする道路交通法体系の下ではなく、環境法体系の下で貴市において条例制定等の可能性を検討すべきと思料する。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
右提案主体からの意見に対して回答されたい。			
提案主体からの再意見			
<p>本提案は、道路交通法上の運転者のみならず同乗者についても禁止しているものを運転者のみに対する禁止行為とすることを求めたものではない。現行法上取り締まり対象としていない軽易なポイ捨て行為を交通反則通告制度及び減点の対象とし、取り締まることを求めたものであるため、このことについての見解を伺いたい。</p> <p>なお、本市では平成9年に条例を制定し、ポイ捨てをした者は「2万円以下の罰金に処する」としているが、より実効性を高めるため道路交通法からの規制を求めたものである。1件では小さなポイ捨てでも、これらが道路上に堆積したり、通行車両が空き缶等を跳ね飛ばすことなどは、交通の障害や危険にも繋がると思われる。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>車内からのゴミのポイ捨て行為のうち、危険、交通の障害に繋がるようなものについては、道路交通法第 76 条第4項第4号若しくは第5号の禁止行為又は同項第7号の規定に基づき都道府県公安委員会が定める禁止行為に抵触する限りにおいて取り締まる事が可能である。</p> <p>道路交通法の目的に照らすと、御提案にあるような危険、交通の障害とならないような行為を道路交通法上禁止することはできない。また、同法で規定する交通反則通告制度の対象とすることもできない。</p>			

01 警察庁 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0120020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	住居地域での高齢者向け健康マージャン教室の開催に伴う規制の緩和	都道府県 提案事項管理番号	石川県 1006010
提案主体名	健康麻雀教室「いきいき元気塾」		

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号、第3条第1項、第4条第2項第2号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第6条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(各都道府県の条例)
制度の現状	<p>まあじゃん営業は、風営法において設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業として風俗営業の一つと規定され、当該営業を営もうとする者は、営業所ごとに公安委員会の許可を受けなければならないところ、当該許可の審査に当たっては、当該営業所が、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内にあるときは、許可をしてはならないこととしている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>高齢者が多く居住する中心市街地の住居地域において、認知症予防やうつ病対策、ふれ合いの場の提供など高齢者福祉の一環として開催する健康マージャン教室については、地域を限定し麻雀店として風営法の営業許可を受けることができるものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(提案理由)</p> <p>お年寄りの孤独死・孤立死・無縁死などの悲惨なニュースが毎日のように報道されるなか、高齢者福祉を進めるにあたり「ふれ合いの場の提供」や「居場所づくり」が重要となっている。今回提案する健康マージャンは認知症予防に最適であるとの臨床結果が出ており、近年東京を中心に行政を窓口とした福祉施策として拡大しているほか、今年石川県で開催される「ねんりんピック石川 2010」の正式種目として「健康マージャン交流大会」が金沢市で行われるなど認知度も高まっている。</p> <p>このような中、近隣に高齢者が多く居住しかつ郊外からの交通の便もよい中心市街地で健康マージャン教室「いきいき元気塾」を開催したところ、警察署より麻雀店として取り扱われたほか、建物が住居地域内であったことから営業許可も出せないとのことであった。</p> <p>そこで、住居地域であっても高齢者福祉の一環として行う健康マージャン教室については地域を限定し風営法の営業許可を出せることを提案する。</p> <p>(代替措置等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻雀店同様、必要な書類を所管の警察署に提出するものとし、警察署の指導、指示に従う。 ・「賭博禁止」、「喫煙禁止」、「アルコール禁止」、「夜間営業の禁止」を厳守する。 ・教室は高齢者(60歳以上)に限定するほか、マージャン以外の交流も行うなど市町村の担当部局と十分協議する。 ・高齢化率が高くかつ周辺環境への影響も比較的小さい中心市街地(市町村中心部)の住居地域に限定する。 ・参加料として教室の維持費程度のみ徴収できるものとする(1人月500円程度)。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>風俗営業の許可に係る営業制限地域については、政令で定める基準に従い都道府県の条例で定めることとされているが、当該政令は住居集合地域を一律に営業制限地域に指定することまで求めているものではなく、営業の態様、地域の特性等に応じた指定が都道府県の条例によりなされるものである。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右提案主体からの意見に対して回答するとともに、</p> <p>①提案主体が行っている行為が風俗営業として扱われる行為類型に当たる理由</p> <p>②提案主体が「代替措置等」を講じてもおお、風俗営業としての行為類型に当たるか。また、仮に当たるとした場合の理由をご教示願いたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>警察署より過去に「建物が住居地域内にあることから営業許可を出せない」との行政指導を受けているが、今般の「住居集合地域を一律に営業制限地域に指定することまで求めているものではなく、営業の態様、地域の特性等に応じた指定が都道府県の条例によりなされる」との回答を受けて、警察庁より地元県警に対して条例の見直しを指示することはできないか。</p> <p>また、教室形式(カルチャーセンター)と一般の麻雀荘との風俗営業における違いを明確にしていきたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例における営業制限地域の指定は、政令で定める基準を踏まえてなされたものと認識していることから、現時点において改めて指導することは考えていない。</p> <p>いわゆる「健康マージャン」であっても営利の目的をもってする業たる行為であって、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせるものと認められればまあじやん屋に当たる。</p> <p>また、仮に「代替措置等」を講じたとしても、直ちにまあじやん屋に該当しなくなるものとは言えず、個々の営業の実態から、営利の目的をもってする業たる行為であって、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせるものと認められれば、まあじやん屋に該当することとなる。</p> <p>なお、例えば、公民館において講師が単に遊技の方法を教授する麻雀教室を無料で開催するなど個々の営業の実態から上記の定義に当てはまらないものについては、風俗営業の許可を要しないものと思われる。</p> <p>いずれにせよ、許可の要否については、個々の営業の実態を十分に見た上で判断すべきものである。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>健康マージャンと銘打ったとしても様々な態様があり得、一概に風営法の営業許可を要しないと云えないことは理解するが、風営法でいう「まあじやん屋」に該当しないための具体的要件をご教示いただきたい。</p>		
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し
<p>個々の営業の実態を見て、①営利の目的をもってする業たる行為でない、あるいは②設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせるものではないことのいずれかが認められれば、「まあじやん屋」に該当しないこととなる。</p> <p>例えば、教室として実施し、参加者から徴収するのは講師への謝金のみであり他に遊技料金等は徴収せず、各回の冒頭にテキストを使って講義を行い、その後、講師の管理の下で各卓に分かれて講義のテーマに基づいた実践を行い、最後に講師による講評を行うなど上記の基準に該当する場合は許可を要しない。</p>			

01 警察庁 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0120030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	風営法における規制の見直し(防犯特区)	都道府県	神奈川県
		提案事項管理番号	1036010
提案主体名	厚木市		

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第22条、第28条第1項から第3項まで、第12項、第31条の3第2項、第32条第3項
制度の現状	<p>風営法は、都道府県の条例で定めるものの敷地の周囲 200メートルの区域内又は善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定められた地域内で店舗型性風俗特殊営業を営むことを禁止しているところ、当該条例の規定は当該規定の施行又は適用の際現に届出書を提出して営んでいる当該営業(以下「既存権営業」という。)について適用しないこととしている。</p> <p>また、同法は、風俗営業等を営む者が、当該営業に関し客引きをすることや当該営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうことを禁止している。</p>

求める措置の具体的内容	<p>風営法の規定を見直していただき、構造改革特別区域を指定した地域において、風営法で認めている営業の「既存権を認めない」ことや「客引き準備を禁止」するなど、当市オリジナルな規制を設け、大幅な体感治安の向上を図り、市民を始め来街者が安心して安全に楽しめる市街地を実現する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>厚木市では、市民協働による「世界基準の安心安全なまち」づくりを推進しており、本年10月以降には、WHO(世界保健機関)が提唱する「セーフコミュニティ」と「インターナショナルセーフスクール」の同時認証の予定である。</p> <p>しかし、本厚木駅周辺を中心に、黒服を着用した客引きが角々に立ち、往来者に声をかけ、通行に著しく支障をきたしている。</p> <p>現在、厚木警察署と警察官OBで組織する市民安全指導員が、毎週、「歓楽街特別警告対策事業」と称し、客引きに対して、指導・警告を実施し、必要に応じ、風適法に基づき検挙を行っているが、イタチごっこの状態であり、根本的な対策が必要である。</p> <p>そこで、風営法の規定を改正していただき、構造改革特別区域において、風営法規定を改正又は緩和した当市オリジナルな規制を設け、大幅な体感治安の向上を図り、市民を始め来街者が安心して安全に楽しめる市街地を実現する。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風営法第28条第3項 <p>この条項では、既存権を認めているので、ただし書き等を追加して、「既存権を認めない」とこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風営法第22条及び第28条第12項 <p>「当該営業に関し客引きの準備のため、公共の場において立哨又は待機すること。」の号の追加</p> <p>【社会的・経済的効果】</p> <p>安心・安全な市街地は、誰もが求めるものであり、性風俗店のない街に、安心して商業者や企業が出店できることは、地域の活性化に直結し、経済効果、安心度は計り知れない。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>既得権営業の取扱いについては、規制対象となる前から適法に営業を営んでいた者の財産権と清浄な風俗環境の保持等の要請との調整の観点からなされてきたものであるところ、構造改革特別区域内において既得権を認めないこととした場合、営業者の財産権が保障されないこととなる。</p> <p>なお、既得権営業を営んでいる者であっても、認められるのは当該営業の範囲内であり、当該営業の相続や当該営業所の新築、増築、移築等があったときには当該営業の継続を認めないこととしている。</p> <p>また、風俗営業等を営む者が行う客引き準備行為としては「道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとう」ことが既に禁止されているところ、「当該営業に関し客引きの準備のため、公共の場において立哨又は待機すること」は直ちに善良の風俗と清浄な風俗環境を害する行為とは認められず、また、外形上は客引き以外の目的で行っている行為と明りように区別しがたいため、これらの行為を禁止することは適切でない。</p> <p>なお、風営法に抵触しない範囲において、条例により客引き準備行為等を禁止する規定を設けることまでが禁止されているものではない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見に対して回答されたい。		
提案主体からの意見	<p>「善良な…認められず」について、立哨、待機すること事態が風紀を乱しており、また、「外形上は…明りように区別しがたい」とのご回答について、いわゆる客引きは、店舗との連絡調整のための無線、イヤホン等の利用、「黒服」の着用、長時間、一定範囲での立哨を行っているため、一般市民との区別は明確であり、風営法の規定改正について、再考願いたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>「当該営業に関し客引きの準備のため、公共の場において立哨又は待機すること」は、善良の風俗と清浄な風俗環境を害していることにおいて客引き行為と差異はないと評価し得る行為とまでは認められず、また、「店舗との連絡調整のための無線、イヤホン等の利用、「黒服」の着用、長時間、一定範囲での立哨」といった態様から直ちに外形上客引き目的で行っている行為と認めることはできないため、これらの行為を風営法により禁止することは適切でない。</p> <p>なお、風営法、神奈川県条例等に抵触しない範囲において、厚木市の条例により客引き準備行為等を禁止する規定を設けることまでが禁止されているものではない。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	右提案主体からの意見に対して回答されたい。		
提案主体からの再意見	<p>長時間、狭い範囲でいわゆる黒服を着用し、店舗連絡用無線、イヤホンを利用している客引きは、一般人とは一線を画する様態であり、一般的に待ち合わせをしている方は、2時間以上も同一の狭い範囲をうろつくとは考え難い。</p> <p>貴庁の言われる「善良な風俗…客引き行為と差異はない…認められず」及び「外形上…認めることはできない」は、国民感覚に視点をおいたご回答とは思えず、客引きの存在は、貴庁の言われる「善良の風俗と清浄な風俗環境」の創出を著しく阻害するものである。</p> <p>風営法及び県条例の一部において、客引き行為や立哨行為を禁止はしているが実効力がないため、指定範囲内において規制を強化いたしたいのでご再考願いたい。</p>		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>刑罰法令は、その該当性が明確に認定できることが求められるところ、御指摘の「当該営業に関し客引きの準備のため、公共の場において立哨又は待機すること」は態様から直ちに外形上客引き目的で行っている行為と認めることはできないことから、風営法により禁止することは適切ではない。</p>			

01 警察庁 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0120040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	Smart Wellness City 実証研究特区 (運転経歴証明書)の本人確認書類としての有効期限の明確化・延長)	都道府県	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県
		提案事項管理番号	1051080
提案主体名	伊達市、見附市、新潟市、三条市、岐阜市、筑波大学		

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	犯罪収益の移転防止に関する法律施行規則第4条 道路交通法第104条の4第6項 道路交通法施行令第39条の2の4

制度の現状	<p>運転経歴証明書については、有効期間が定められていないことから、交付後6月以内でなければ、犯罪収益の移転防止に関する法律施行規則第4条に規定された本人確認書類として通用しない。</p>
-------	--

求める措置の具体的内容	<p>住民の自家用車依存度を下げ、公共交通機関へのシフトを促す「運転経歴証明書」の本人確認書類としての明確な位置づけ</p>
-------------	--

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>運動等による健康の維持・増進は、最終的には医療費の適性化につながる事となるが、そのためには、自家用車依存の生活を改め、公共交通機関の使い勝手の向上を図ることが必要である。</p> <p>このためには、高齢者等の運転免許の返納を促すことが効果的であるが、その際、道路交通法第104条の4に基づき発行される「運転経歴証明書」について、有効期限が存在しないため、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条に基づき、「六月以内に作成されたもの」でなければ本人確認書類として位置づけられない状態となっている。</p> <p>このため、銀行口座の作成等の商取引を継続する高齢者を中心に運転免許の返納が進まない原因の一つとなっているため、運転経歴証明書についても無期限に(または数年間)、本人確認書類として位置づけられる様措置されたい。</p>
-----------------	--

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	B-2	措置の内容	IV
<p>平成23年9月を目途に、運転経歴証明書の有効期間を設定するなどの運転経歴証明書制度の充実を図ることとしており、これにより、本件提案内容については、23年度中に全国的に対応が可能となる予定である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>「有効期間を設定するなど」とあるが、「など」の具体的な内容についてご教示願いたい。例えば、有効期限経過後の再交付の可否、住所変更時の記載事項の変更可否など。</p>
-------	---

提案主体からの意見	
-----------	--

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	B-2	「措置の内容」の見直し	IV
<p>「など」の具体的な内容としては、例えば、有効期間経過後の再交付や住所等変更時の記載事項変更を行うこととするなどである。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	B-2	「措置の内容」の再見直し	IV

01 警察庁 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0120050	プロジェクト名	豊田市次世代街づくりプロジェクト
要望事項 (事項名)	都心の一部道路交通規制管理の権限移譲	都道府県	愛知県
		提案事項管理番号	1052110
提案主体名	トヨタ自動車株式会社		

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	道路交通法第4条第1項、第2項
制度の現状	<p>都道府県公安委員会は、交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、道路における交通の規制をすることができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>国家公安委員会(警察庁)及び都道府県公安委員会(警視庁及び各道府県警察本部)の保有する交通規制・管理に関する権限の一部を自治体へ移管する</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>豊田市にてスマートコミュニティーの実証の一環として、駅前中心の再開発に伴う活性化と交通渋滞の緩和を目的に、一般道にトランジットモール、歩行者優先エリアを導入する。バスレーン(片側1車線道路の一方通行化による導入を含む)、公共交通優先信号、自転車レーンを設置し時間帯別の交通規制を導入するため、交通規制・管理に関する権限の一部を基礎自治体へ移管する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>信号機や道路標識の設置等の交通規制については、交通管理の専門的知識及び責任を有する警察が、当該地域及び広域における交通の状況、交通事故の発生実態、道路の形状等を総合的に勘案して、道路交通の安全と円滑等を確保する観点から、国道、都道府県道、市町村道が相互に入り組んでいるネットワークが最適に機能するよう、様々な交通規制を相互に関連させて体系的に実施することが必要であり、交通規制に関する権限の一部を市町村に移譲することは適切でない。</p> <p>なお、現行においても、交通の安全と円滑を図るための一定の区域における車両通行止め、路線バス専用レーン若しくは自転車専用レーンの設置又は信号制御における公共車両優先システム(PTPS)の運用は、いずれも都道府県公安委員会において実施可能であり、具体的な交通規制の実施については、当該場所を管轄する都道府県公安委員会に相談・提案されたい。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

01 警察庁 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0120060	プロジェクト名	豊田市次世代街づくりプロジェクト	
要望事項 (事項名)	日本版 BRT 導入に伴う、一部道路規制管理の権限 移譲及び連結車両の通行の認可に関する権限委譲	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1052120	
提案主体名	トヨタ自動車株式会社			

制度の所管・関係府省庁	警察庁 国土交通省
該当法令等	道路交通法第4条第1項、第2項
制度の現状	都道府県公安委員会は、交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、道路における交通の規制をすることができる。

求める措置の具体的内容	国家公安委員会(警察庁)及び都道府県公安委員会(警視庁及び各道府県警察本部)の保有する交通規制・管理に関する権限の一部を自治体へ移管する。 また、連結車両の通行の認可に関する権限を基礎自治体へ移管する。
具体的事業の実施内容・提案理由	豊田市にてスマートコミュニティーの実証の一環として、日本版BRTを導入、試験運用する。連結運転が可能なバスシステムを新たに開発するものであり、連結走行のための時間帯規制によるバスレーンを導入するため、交通規制・管理に関する権限の一部を基礎自治体へ移管する。また、連結車両の通行の認可に関する権限を基礎自治体へ移管する。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>信号機や道路標識の設置等の交通規制については、交通管理の専門的知識及び責任を有する警察が、当該地域及び広域における交通の状況、交通事故の発生実態、道路の形状等を総合的に勘案して、道路交通の安全と円滑等を確保する観点から、国道、都道府県道、市町村道が相互に入り組んでいるネットワークが最適に機能するよう、様々な交通規制を相互に関連させて体系的に実施することが必要であり、交通規制に関する権限の一部を市町村に移譲することは適切でない。</p> <p>なお、現行においても、交通の安全と円滑を図るための一定の時間に限定した路線バス専用レーンの設置は都道府県公安委員会において実施可能であり、具体的な交通規制の実施については、当該場所を管轄する都道府県公安委員会に相談・提案されたい。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

01 警察庁 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0120070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	世界に認められる、21世紀のパチンコビジネスモデル。パチンコ営業店内に「貸玉・貸メダル返却所を設置」	都道府県	愛知県
		提案事項管理番号	1064010
提案主体名	株式会社 玉越		

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第23条第1項第1号
制度の現状	<p>ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそるおそれがあるため、風営法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射幸心をそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること、客に提供した賞品を買い取ることを禁止している。</p>

求める措置の具体的内容	<p>パチンコ営業店による社会貢献活動の推進。パチンコ営業店内にパチンコ営業店とは無関係の第三者(社会福祉団体・NPO)等による、貸玉・貸メダル返却所の設置を行い、遊技客が簡単便利で解りやすく、安心安全な店内で「玉・メダル」の返却を行うことが出来るシステム。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>警察庁の犯罪統計により、「ぱちんこ景品買取所」に対する凶悪犯罪が、いっこうに無くならない現実を鑑み(平成21年次、認知事件数21件)、再度ご提案をさせていただきます。これらの凶悪犯罪を未然に防ぐ為にも、新しい賞品交換システムを採用することにより、セキュリティがしっかりした設備のあるパチンコ営業店内で「貸玉・貸メダル」の買戻しを行うことが、多くのパチンコファンを凶悪犯罪から守るためにも早急に採用される必要があると考えられるのであります。具体的にはパチンコ営業店が遊技客の求めに応じて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則に定められた「貸玉・貸メダル」と同等金額で、パチンコ営業店内での第三者(社会福祉団体・NPO)等が買戻すことが出来るシステム。このシステムの採用により、文献によるところの、不明瞭で不健全な三店方式と呼ばれる賞品交換システムによる弊害を解消し、パチンコを今以上に明るく健全な娯楽産業にする事が可能になります。これにより、日本で生まれ大衆娯楽に発展した素晴らしいパチンコが、グローバル時代の現代にあっては、世界中の人々に本当のパチンコの楽しさ素晴らしさを知っていただけることとなり、その結果、国民の大衆娯楽に成長したパチンコ産業そのものが、世界中に輸出できる体制になるのであります。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>ぱちんこ営業所内において遊技客の玉又はメダルが現金で買い取られることは、ぱちんこ営業に関して現金が賞品として提供されること等と同一視でき、当該営業について著しく客の射幸心をそるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

01 警察庁 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0120080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	世界に認められる、21世紀のパチンコビジネスモデル。パチンコ営業店が遊技客に貸出しを行う「貸玉・貸メダル」の最高限度額を変更する。	都道府県	愛知県
		提案事項管理番号	1064020
提案主体名	株式会社 玉越		

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第19条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第35条第1項第2号
制度の現状	<p>ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風営法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、遊技料金としてぱちんこ遊技機に係る玉1個につき4円、回胴式遊技機に係るメダル1枚につき20円を超えないこと等の規制がなされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>「貸玉・貸メダル」の最高限度額を地域によって変更する。例えば愛知県の場合、現在の貸玉、玉一個につき4円、貸メダル、メダル一枚につき20円を超えないこととなっている「貸玉・貸メダル」金額を、それぞれ、玉一個につき5円、メダル一枚につき25円を超えないことに改定する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在の社会情勢を鑑み、再度ご提案させていただきます。パチンコの貸玉金額は昭和53年(1978年)に「玉1個につき3円から、玉1個につき4円を超えないことに改定されてから実に30年間も見直しがなされておらず、パチンコファンからは、貸玉金額の上限の改定を望む声があがっております。そもそも、パチンコ営業は保通協で認可された遊技機で営業を行っており、18歳未満の者を客として立入ることを禁止している等、適度な射幸性を保った最大の大衆娯楽産業であります。地域により、遊技客が望んでいるより幅広い「貸玉・貸メダル料金」貸玉にあつては玉1個につき5円、貸メダルにあつてはメダル1枚につき25円の中からの、お客様の選択肢に合わせた遊技を行うことが、パチンコファンにとっても時代に適した遊技の幅を持たせた選択肢であるため、再度提案をさせていただきます。これは日本が戦後発展をとげ成熟社会となった現在にあつては個々の責任と意志を尊重し、また昭和53年の物価から比較しても、たとえ貸玉金額の上限を改定したところで、ただちに当局が考える著しく射幸心をそそるおそれが生じる営業とは必ずしも判断されることはないと考えられるからであります。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>ぱちんこ営業に係る遊技料金の引き上げについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じることから、認められない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

01 警察庁 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0120090	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	パチンコ営業店における賞品最高限度額の引上げを認める。	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1064030	
提案主体名	株式会社 玉越			

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 19 条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第 35 条第3項
制度の現状	<p>ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそるおそれがあるため、風営法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射幸心をそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、賞品の価格の最高限度額が1万円を超えないこと等の規制がなされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>パチンコ営業店が、遊技の結果に応じて賞品として提供できる賞品の価格の最高限度に関する基準を3万円を超えないこととする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在パチンコ営業店では、賞品として多種多様な品揃えを行い遊技客に提供しているところではありますが、現在の賞品の最高限度額は、平成2年にそれまでの最高限度額3千円から1万円まで引き上げられた後およそ20年が経過しており、今日に至るまでその妥当性の検証がなされておらず、最近の健康ブームや消費者の高級志向により、現行の1万円を超えない等価の物品では必ずしも遊技客に満足のいく賞品を提供しているとは言い難く、上限を3万円に引上げることにより、貯玉・再プレー制度の活用と相まって今よりも一層多品種で高額な賞品を提供することが出来ます。また今回の提案は現在の社会情勢を鑑み、例えその物品の上限を3万円に上げたとしても、著しく射幸心を煽っていることにはならないと考えられるのであります。例えば、1万円の賞品を3個獲得する場合と、1個3万円の賞品を獲得する場合、共に賞品獲得金額は3万円であるが、現在の成熟した社会にあっては、3万円分の賞品を獲得する手段が、1万円の賞品 3 個と3万円の賞品1個の獲得方法のどちらかであったとしても、(例えば3万円の賞品1個を遊技客が獲得した場合)それだけでは著しく射幸心をそられるとは決して言えないのであります。保通協で認可された遊技機を設置し営業を行っているパチンコ営業店は適度な射幸性を保った健全な娯楽産業なのであり、例え賞品最高限度額を現在の1万円から3万円に引上げたとしても、賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受けることは有り得ないのであります。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>ぱちんこ営業に係る賞品の最高限度額の引き上げについては、当該営業について著しく客の射幸心をそるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

01 警察庁 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0120100	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	仙台市街地の信号機付近に交差点ナンバーの案内	都道府県	宮城県	
	プレートを設置するため規制緩和及び国土地理院地図に交差点ナンバーの記載	提案事項管理番号	1068010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	警察庁 国土交通省
該当法令等	道路交通法第76条第1項、第2項
制度の現状	何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。また、何人も、信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置してはならない。

求める措置の具体的内容	仙台市街地において、ビジターが現在位置を簡単に確認できるよう交差点ナンバーを割り振り、信号機付近にその案内プレートを設置するため、道路交通法の緩和をお願いする。公的パンフ、市販マップ等へその普及を図るために、国土地理院の地図に主要交差点だけでも交差点ナンバーを記載していただく事を併せて要望する。
具体的事業の実施内容・提案理由	二番丁通りと青葉通りを仙台の市街地の中心起点(50-50)として設定し、4桁の数字によって交差点ナンバーを割り振っていく。始めの二桁は南北の交差点位置を示し、北に向かうほど数字が減っていく。後ろの二桁は東西の交差点位置を示し、東に向かうほど数字が増えていく。併せてNSEWによりどちらに向かっているのか方角表示も記載する。通り名も併記するが歩行者向けとしての仕様。このプレートを信号機の支柱や交差点付近の街頭支柱に設置する。国土地理院に対しては1/25,000の地図に県庁前等の主要な交差点ナンバーを記載していただき、公的な印刷物を始め、市販の地図等にも普及を図るための基準とする。<提案理由>仙台は車で来るにはわかりにくいとの苦情が多い。また外国人やお年寄りにも自分がどこにいるのかよくわからないとの声を聞く。交差点ナンバーによる位置情報を提供することにより、観光特区としてビジターに優しい街づくりの契機として活用していきたいと考えている。<代替処置>信号周りから少し離れた部分に設置することにより、速度制限等の数字表記との混同を回避している。加えて構造体に直接設置することができれば、または塩化ビニール製のシール素材により貼り付けることができれば風速50mの基準にも耐えられる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>道路交通法においては、信号機又は道路標識等の効用を妨げるものでない限り、道路標識に類似しない表示板の信号機付近への設置を禁止していない。</p> <p>地点に関する案内標識は道路管理者において設置することとされており、また、全国的には記号が記載された表示板が既に設置されている交差点があることも承知していることから、具体的な表示板の設置については、当該道路を管轄する道路管理者、当該場所を管轄する都道府県公安委員会等に相談されたい。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し

01 警察庁 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	0120110	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	公道を利用した露店やパフォーマンス実施に伴う道路使用許可手続き及び道路占用許可手続きの効率化	都道府県	福岡県	
		提案事項管理番号	1070010	
提案主体名	NPO 法人くるめ日曜市の会			

制度の所管・関係府省庁	警察庁 国土交通省
該当法令等	道路交通法第 77 条第 1 項、第 2 項
制度の現状	一定のイベント等のために道路を使用する者は、所轄警察署長の許可を受けなければならない。

求める措置の具体的内容	<p>中心市街地の賑わいや交流の場として、公道を利用した露店やパフォーマンスの推進が求められている中、公道利用の規制は欧米より厳しく、実現のハードルは已然と高い。この理由には企画を立案し活動主体となるのは主に民間の団体や企業である一方で、許認可の申請は行政の努力を要するため、民間の団体や企業単独での許可が成立し難い面があると考えられる。地域の民間団体が活動主体で、かつ安全性を確保しつつ賑わいの場を創成されるべくこれらの許認可の申請について規制を緩和し、手続きの効率化を行うことを提案する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>大型商業施設への規制緩和が実施された平成17年以降、全国各地の中心市街地は衰退の一途を辿り、地方再生の鍵として公道を利用した高知の街路市に多くの注目が集まっているが、過去の実績が無いとの見解から新たな公道での定期開催は未だに確立された地域は皆無である。しかし公共の場を利用した民間の活動は、市街地における賑わいと魅力の創成や利用使用料の収入における自治体の収入源になる事も期待され、国が推奨している施策の1つである。これらのジレンマを解決すべく、地域再生を目的として、地域産業を活用した為の公共性の高いと判断されるイベントに関しては、規制緩和を行い、手続きの効率化を推進する事が重要課題と考える。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>民間事業者等が街の賑わいに資するものとして道路上で行おうとする経済活動に係る道路使用許可の取扱いについては、「民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて」(平成 17 年 3 月 17 日付け警察庁丁規発第 23 号)により、当該経済活動が収益を伴うものであること又は継続的かつ反復的に行われるものであることをもって直ちに否定的な判断を下すべきでなく、当該経済活動の目的、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に勘案して判断すべきであることを示し、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となっている。</p> <p>また、露店施設の設置のように道路使用許可と道路占用許可の双方を要する場合については、「道路使用許可手続の簡素合理化について」(平成 17 年 3 月 17 日付け警察庁丁規発第 24 号)により、手続の簡素合理化が図られている。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し